

介護保険システム等標準化検討会 （第2回）

下期検討の進め方について

令和3年9月15日

事務局提出資料

1. 令和3年度下期検討の目的・論点

○ 令和3年8月に、標準仕様書【第1.0版】を公表したが、より効果的な内容とするために更なる検討を行う。

- ・全国意見照会の意見の反映
- ・検討課題一覧の対応
- ・デジタル庁で進めているデータ要件、連携要件の影響による対応

○ 令和3年度下期は、以下を論点として検討を行う。

改定対象	論点
本編	① システムの操作権限に関する要件の追加 ② ログ(宛名・税・操作等)に関する要件の追加 ③ 標準準拠システムへの切り替え時の留意点の追加(別紙・参考とするかも検討)
業務フロー	改定の予定なし(標準仕様書【第1.0版】にて対応済)
機能・帳票要件	① 意見を踏まえた機能の追加・変更、出力帳票の追加 ② 意見を踏まえた【管理項目】の追加 ③ 意見を踏まえた【管理項目】のコード表の追加 ④ 意見を踏まえた連携機能の追加 ⑤ エラー・アラートの追加
帳票詳細要件	① 追加帳票の詳細要件の追加 ② 意見を踏まえた印字項目・編集条件の追加
帳票レイアウト	① 追加帳票のレイアウトの追加 ② 意見を踏まえた項目・文言の追加・変更

2. 検討課題事項の要素①(全国照会の意見(9月以降対応分))

- 全国照会の意見より9月以降対応とした1,950件の検討・対応を行う。
※ 7月20日(火)以降に、4自治体、90件の意見があったため追加している。
- データ要件、連携要件に係る意見は機能要件として対応し、非機能要件は本編への追加で対応する。
(デジタル庁との調整により、必要に応じて記載場所のすみ分けを行う。)
- ※ データ要件：管理項目の追加・修正、コード表の追加
- ※ 連携要件：新たな連携機能の追加等

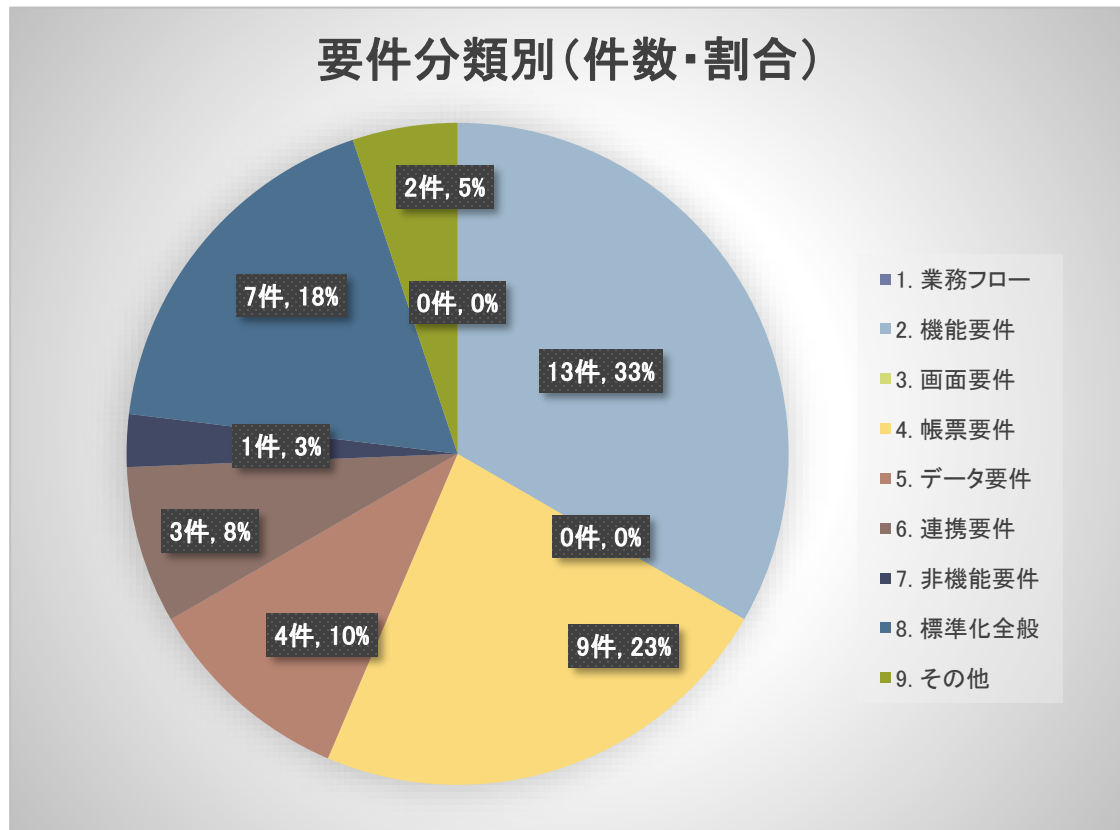
要件分類	介護保険共通・統計報告関連	資格・認定関連	受給者関連	給付関連	保険料関連	合計	
1. 業務フロー	0	3	1	0	0	4	0.2%
2. 機能要件	165	259	60	97	143	724	37.1%
3. 画面要件	0	0	0	0	1	1	0.1%
4. 帳票要件	119	119	132	162	262	794	40.7%
5. データ要件	14	125	29	68	58	294	15.1%
6. 連携要件	23	8	3	3	19	56	2.9%
7. 非機能要件	29	1	1	0	0	31	1.6%
8. 標準化全般	13	12	4	5	6	40	2.1%
9. 質問	0	4	0	0	1	5	0.3%
10. その他	0	1	0	0	0	1	0.1%
合計	363	532	230	335	490	1,950	100.0%

2. 検討課題事項の要素②(検討・課題一覧(令和3年度下期検討分))

- 検討・課題一覧の残案件39件のうち、R3年度下期検討事項としている35件の検討・対応を行う。
 - データ要件、連携要件の残案件は機能要件として対応し、非機能要件は本編への追加で対応する。
(デジタル庁との調整により、必要に応じて記載場所のすみ分けを行う。)
 - 標準化全般の残案件は、対応方針を決定し、標準仕様書へ反映させたい。
- ※ 特に、帳票レイアウトの変更については、構成員の皆様にも更なるお知恵を拝借しながら検討したい。

検討・課題一覧の9月以降検討案件

要件分類	残件数
1. 業務フロー	0
2. 機能要件	13
3. 画面要件	0
4. 帳票要件	9
5. データ要件	4
6. 連携要件	3
7. 非機能要件	1
8. 標準化全般	7
9. その他	2
合 計	39



3. 主な論点の対応方針(操作権限管理①)

○ 論点の1つとした「システムの操作権限管理」の対応方針は次のとおりである。

【考え方】

- ①操作権限は、非機能要件に定められた内容と整合性をとるべきではないか。
- ②操作権限は、自治体システムに共通した要件とすべきであり、特に認証については統一すべきではないか。
- ③従って、「住民記録システム標準仕様書」での記載内容を確認した上で、基本的には住民記録システムに合わせ、その上で介護保険システム固有の要件があれば追加することを基本としてはどうか。

①非機能要件における定義内容との整合性確認

「標準非機能要件」と住基標準仕様書との関係

○「標準非機能要件」と住基標準仕様書案（令和2年5月18日現在）については、次の3項目が重複しているが、それらは、住基システム以外のシステムに影響をしないもの又は標準非機能要件と齟齬がないものであるため、特段の調整は必要ないものと整理しました。

「標準非機能要件」の項目	住基標準仕様書案の項目	整理
E.5.1.1 管理権限を持つ主体の認証 ・ 資産を利用する主体（利用者や機器等）を識別するための認証を1回行う。	10.3 操作権限管理 ・ ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 ・ ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	・ 住基システムは、特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住基システム個別の仕様（二要素認証）となっているが、このことは他のシステムに影響を与えない。
E.7.1.1 ログの取得	10.2 アクセスログ管理	・ 住基システムは、不正を検知するため、必要なログを取得を求めているが、標準非機能要件と齟齬なし。
C.4.3.1 マニュアル準備レベル	10.5 ヘルプ機能	・ 住基システムは、システム操作方法や運用方法等についてマニュアルを有することとしているが、標準非機能要件と齟齬なし。

非機能要件においては、住基標準仕様書案（住民記録システム標準仕様書）に定めた内容は特段の調整は不要となっている。

従って、「住民記録システム標準仕様書」の操作権限管理の要件に準拠すればよいのではないかと考えます。

活用シート【I 全庁的要求事項シート】

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 連携時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解説 ²	グループ②		レベル							備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	
							選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3	4		5
E.5.1.1	セキュリティ	アクセス・利用制限	管理権限を持つ主体の認証	資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するのかを確認するための項目。 複数回の認証を実施することにより、抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード認証、生体認証等がある。	○	P31	1	1回	攻撃者が管理権限を手に入れることによる、権限の乱用を防止するために、認証を実行する必要がある。 [注] 管理権限で実行可能な処理の中に、業務上重要な処理が含まれている場合	仕様の対象としない	ペンダーによる提案事項	実施しない1回	複数回の認証	複数回、異なる方式による認証			【注意事項】 管理権限を持つ主体とは、情報システムの管理者や業務上の管理者を指す。

3. 主な論点の対応方針(操作権限管理②)

②「住民記録システム標準仕様書」における操作権限管理の要件内容の確認

「住民記録システム標準仕様書」での記載内容

10.3 操作権限管理

(No. 3 (共通/操作権限管理))

【実装すべき機能】

発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。

ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。

アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定し、事前準備ができること。

また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。

例：10.1（EUC機能他）、10.2（アクセスログ管理）10.3（操作権限管理）、

10.4（操作権限設定）、2.2.4（支援対象者照会）、

1.1.16（支援対象者管理）、9.1（バッチ処理）、4.3.1（住民票コード付番）の操作権限は、それぞれ独立して制御ができること。

操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。

【実装しない機能】

職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

【考え方・理由】

特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムでは、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であるとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする（グループ利用や非常勤職員等が同一IDを共用することは禁止）。

操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要となるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。なお、全ての操作権限は、個々のIDに紐づくことになる。

アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要。

なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできることとする（テキストデータを元にシステムで一括更新可能など）。

全国照会での意見

- ①本庁職員と区役所職員での権限（更新・参照）設定をできること
- ②区役所職員の権限は、管理区は更新でき、他の区は参照のみにできること
- ③区役所の下支所も同様に権限設定できること
- ④職員もしくは所属（課・係）単位に利用できるメニュー画面・機能を設定できること
- ⑤職員もしくは所属単位に登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力を設定できること
- ⑥権限設定（登録・修正・削除・参照）はオンラインにより個別にできること
- ⑦人事異動時を考慮し、利用者及びその権限の登録・修正・削除を一括でできること
- ⑧操作権限設定は管理者のみ行えること

対応の方向性

- 「住民記録システム標準仕様書」の“操作権限管理”に準拠することで、基本的にはよいのではないかと。
- 一方で、全国照会での意見と比較してみた場合、「住民記録システム標準仕様書」の記載は抽象的に感じられ、具体的に管理できることが分かりづらい。
- 従って、「住民記録システム標準仕様書」の“操作権限管理”に準拠することとした上で、事例として全国照会での意見を記載してはどうか。

標準仕様書の改定内容(素案)

本編の非機能要件に、次の内容を追加する。

- 操作権限管理 ※事例は実装必須と実装オプションの切り分けを行う。
住民記録システム標準仕様書に記載している、「10.3 操作権限管理」に準拠すること。

例1)本庁職員と区役所・支所職員での権限（更新・参照）設定をできること

例2)職員もしくは所属（課・係）単位に利用できるメニュー画面・機能を設定できること

...

3. 主な論点の対応方針(ログ管理①)

○ 論点の1つとした「ログ管理」の対応方針は次のとおりである。

【考え方】

- ①ログ管理は、非機能要件に定められた内容と整合性をとるべきではないか。
- ②ログ管理は、自治体システムに共通した要件とすべきではないか。
- ③従って、「住民記録システム標準仕様書」での記載内容を確認した上で、基本的には住民記録システムに合わせ、その上で介護保険システム固有の要件があれば追加することを基本としてはどうか。

①非機能要件における定義内容との整合性確認

「標準非機能要件」と住基標準仕様書との関係

○「標準非機能要件」と住基標準仕様書案（令和2年5月18日現在）については、次の3項目が重複しているが、それらは、住基システム以外のシステムに影響をしないもの又は標準非機能要件と齟齬がないものであるため、特段の調整は必要ないものと整理しました。

「標準非機能要件」の項目	住基標準仕様書案の項目	整理
E.5.1.1 管理権限を持つ主体の認証 ・ 資産を利用する主体（利用者や機器等）を識別するための認証を1回行う。	10.3 操作権限管理 ・ ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 ・ ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	・ 住基システムは、特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住基システム個別の仕様（二要素認証）となっているが、このことは他のシステムに影響を与えない。
E.7.1.1 ログの取得	10.2 アクセスログ管理	・ 住基システムは、不正を検知するため、必要なログを取得を求めているが、標準非機能要件と齟齬なし。
C.4.3.1 マニュアル準備レベル	10.5 ヘルプ機能	・ 住基システムは、システム操作方法や運用方法等についてマニュアルを有することとしているが、標準非機能要件と齟齬なし。

非機能要件においては、住基標準仕様書案（住民記録システム標準仕様書）に定めた内容は特段の調整は不要となっている。

従って、「住民記録システム標準仕様書」のログ管理の要件に準拠すればよいのではないかと。

活用シート【I 全庁的要求事項シート】

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 連携時の 扱い ¹⁾	利用ガイ ドの 解説 ²⁾	グループ②		レベル							備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと			
							選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3	4	5			
E.7.1.1	セキュリティ	不正追跡・ 監視	ログの取得	不正を検知するために、監視のための記録(ログ)を取得するかどうかの項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるかは、実現する情報システムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログのうち、確認する範囲を定める必要がある。	○		1	必要なログを取得する	不正なアクセスが発生した際に、「いつ」「誰が」「どこから」「何を」実行したか等を確認し、その後の対策を迅速に実施するために、ログを取得する必要がある。 (ログ取得の処理を実行することにより、性能に影響する可能性がある)	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	取得しない	必要なログを取得する						[注意事項] 取得対象のログは、不正な操作等を検出するための以下のようなものを意味している。 ・ログイン/ログアウト履歴(成功/失敗) ・操作ログ 等

3. 主な論点の対応方針(ログ管理②)

②「住民記録システム標準仕様書」におけるログ管理の要件内容の確認

「住民記録システム標準仕様書」での記載内容

10.2 アクセスログ管理

(No. 2 (共通/アクセスログ管理))

【実装すべき機能】

<ログの取得>

個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること)。

・ 操作ログ

取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤異動入力（履歴削除）、⑥パッチ処理（帳票作成）、⑦パッチ処理（データ更新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC）
※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。

記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、パッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無

・ 認証ログ

ログイン及びログアウトのエラー回数等

・ イベントログ

住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

・ 通信ログ

Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等

・ 印刷ログ

印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報

・ 設定変更ログ

管理者による設定変更時の情報

・ エラーログ

住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定 変更時の情報

取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。

なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

<ログの分析>

システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること)。

[分析例]

- ・ 深夜・休業日におけるアクセス一覧
- ・ ログイン失敗一覧
- ・ ID 別ログイン数一覧
- ・ 大量検索実行一覧
- ・ 宛名番号等から該当者の検索実行一覧

【考え方・理由】

ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。

保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい自治体に対する追加課金等の理由も明確になる。

特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個人情報保護委員会による監査等を含む。）にも対応できるよう、監査証跡としての役割も果たせることが必要である。（特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入できない。）

なお、印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合があるため、その場合は省略することも、印刷端末名をもって代えることも可とする可とした。

3. 主な論点の対応方針(ログ管理③)

②「住民記録システム標準仕様書」におけるログ管理の要件内容の確認

全国照会での意見

- ①操作ログを検索・抽出し、確認・分析できる仕組みがあること。
- ②税情報の参照履歴を検索・抽出し、確認・分析できる仕組みがあること。
- ③住基情報、個人番号の参照履歴を検索・抽出し、確認・分析できる仕組みがあること。

対応の方向性

- 「住民記録システム標準仕様書」の“アクセスログ管理”に準拠することで、基本的にはよいのではないかと。
- 一方で、全国照会での意見と比較してみた場合、「住民記録システム標準仕様書」では、住民記録システム固有の要件が記載されており、かつ幅広く要件を定めている。
- 従って、「住民記録システム標準仕様書」の“アクセスログ管理”に準拠することとした上で、固有要件を置き換えてはどうか。

標準仕様書の改定内容(素案)

本編の非機能要件に、次の内容を追加する。

○アクセスログ管理

住民記録システム標準仕様書に記載している、「10.2 アクセスログ管理」に準拠すること。ただし、住民記録システム標準仕様書固有の要件となる部分は、次のとおり置き換える。

- ・操作ログ 取得対象:・・・
- ・イベントログ 標準準拠システムが動作するOSや運用管理ツール、データベース等におけるイベントログでよい。
- ・通信ログ イベントログと同様。
- ・印刷ログ イベントログと同様。
なお、「帳票の出力履歴の管理」は、機能・帳票要件に定めている。
- ・設定変更ログ 操作ログの範囲とする。
- ・エラーログ イベントログの範囲とする。
なお、連携時のエラーや再処理は、機能・帳票要件に定めている。
- ・税ログ 住民税情報を参照したログとして、操作者ID、操作日時、端末名、機能名・画面名、参照税項目(宛名番号、課税年度、・・・)等
- ・住記ログ 住民記録情報を参照したログとして、操作者ID、操作日時、端末名、機能名・画面名、参照宛名番号等
※ 個人番号、DV情報、住登外情報等、住基情報以外の情報も含まれるため、「住基」ではなく「住記」としている。
- ・「取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。」は、「取得した操作ログ、税ログ、住記ログは、・・・(以下同文)」とする。
- ・<ログの分析>は、実装オプションとする。

(参考1)データ要件との関連性①(共用データセット)

- データ要件と介護保険システム標準仕様書の関連性は次のとおりと想定しているが、今後デジタル庁と調整する。

■ 機能・帳票要件

機能・帳票要件 介護保険システム（7. 認定管理）

機能名称		機能ID	標準仕様書	
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）
		7.2.9.	認定審査会の結果を基に認定申請者の認定情報が登録・修正・照会できること。 【管理項目】 ・要介護認定日 ・要介護度 ・要介護1の状態像 ・認定有効期間 ・認定有効期間開始日 ・認定有効期間終了日 ・認定理由 等	認定審査会の結果を基に認定申請者の認定情報が登録・修正・照会できること。 ※1 認定の結果として「却下」の扱いとなる場合も登録できること ※2 一括登録もできること

○管理項目は、機能・帳票要件に定める。(従来と変更なし。)

※データ要件と二重記載となるため、データ要件が整備された時点で削除するか等はデジタル庁と調整する。

○共用データセットは他システムとの連携で利用する項目であるため、実装オプション項目は他システムでの必要性により実装必須への変更を検討する。

○実装必須、実装オプション、実装不可の識別は、必須/任意の列で表現されると想定される。

○桁数等はデータ要件に定められる。

■ データ要件 (SAMPLE)

■【アウトプットイメージ】地方自治体基幹システム-共用データセット(SAMPLE)

名称	地方自治体基幹システム 共用データセット
----	-------------------------

共用データセット

桁数やコードID等は
ここで定められる。

	地方自治体内																				内部事務システム			外部							
	基幹業務システム																														
	1	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	50	51	52	53	101	102	103	104	105	
	住民基本台帳	印鑑登録	選挙人名簿管理	固定資産税	個人住民税	法人住民税	軽自動車税	収済納管理	国民健康保険	国民年金	障害者福祉	唐津高齢者区	介護保険	児童手当	生活保護	乳幼児医療費	ひとり親医療費	健康増進	就学	戸籍	児童扶養手当	財源金計	庶務事務	人事給与	文書管理	住基ネット	中間サバール	びつたりサービス	・	・	
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R					R				
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R(C)	R								
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R									
C	R	R	R	R	R			R	R	R	R																				

【出典】令和3年7月 内閣官房IT室「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて」

(参考1) データ要件との関連性②(個別データセット)

機能・帳票要件

機能・帳票要件 介護保険システム(7.認定管理)

機能名称		機能ID	標準仕様書	
大項目	中項目		実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)
7.2	要介護/要支援認定	7.2.1.	第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請(新規申請/更新申請/区分変更申請)について、以下の認定申請情報が登録、修正、削除、照会できること。	第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請(新規申請/更新申請/区分変更申請)について、以下の認定申請情報が登録、修正、削除、照会できること。
			【管理項目】 - 申請区分・認定申請日 - 被保険者※1(被保険者番号、個人番号、氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号) - 前回の要介護認定の結果等※2(要介護度、有効期間)・変更の理由※3 - 過去6か月間の介護保険施設医療機関等(入院・入所有無、介護保険施設の名称等・所在地、入所期間、医療機関等の名称等・所在地、入院期間) - 提出代行者(代行者所属区分、代行者所属名、代行者名称、郵便番号、住所、電話番号) - 主治医(主治医の氏名、医療機関名、所在地、郵便番号、電話番号) 40歳から64歳の医療保険加入者※4(特定疾病名、医療保険者名、医療保険被保険者証記号番号) - 情報提示に関する同意等	【管理項目】 - 前回の要介護認定の結果等※1 40歳から64歳の医療保険加入者※2(医療保険資格取得日) - 更新申請者における延期通知省略に関する同意 - 申請受付場所、申請受付者 - 至急審査対象の要否等

○共用データセットと個別データセットの相違は、他システムでの利用有無であるため、共用データセットに定めていない管理項目は個別データセットに定められることとなる。

○その他は、共用データセットと同じ。

○送付先情報等のマスタ管理やメモ情報等は別途デジタル庁と調整する。

データ要件(SAMPLE)

【アウトプットイメージ】地方自治体基幹システム・個別データセット(選挙)(SAMPLE)

名称	地方自治体基幹システム 個別データセット(選挙)
----	-----------------------------

個別データセット

桁数やコードID等は
ここで定められる。

項目ID	データ項目	データ型	桁数	外字使用	コード	必須○ /任意 (空白)	繰り返し	項目説明	サンプル値	備考	CRUD定義					
1	行政区コード	X	6		1	○		個人が属する行政区のコード	000001		C					
2	投票区コード	X	3		2	○		個人が属する投票区のコード	001		C					
3	簿番番号	X	3					選挙人名簿の簿番番号	001		C					
4	名簿頁番号	X	5					選挙人名簿の頁番号	00001		C					
5	名簿行番号	X	5					選挙人名簿の行番号	00001		C					
6	状態区分	X	2		7	○		選挙人の登録状態を表す	02		C					
7	失権事由	X	2					選挙権の失権事由	01		C					

【出典】令和3年7月 内閣官房IT室「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて」

(参考1) データ要件との関連性③(コード表)

機能・帳票要件

機能・帳票要件 介護保険システム (7. 認定管理)

機能名称		機能ID	標準仕様書	
大項目	中項目		実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)
7.2	要介護 /要支援 認定	7.2.1.	第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請 (新規申請/更新申請/区分変更申請) について、以下の認定申請情報が登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 - 申請区分 - 認定申請日 - 被保険者※1 (被保険者番号、個人番号、氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号) - 前回の要介護認定の結果等※2 (要介護度、有効期間) - 変更の理由※3 - 過去5か月の介護保険施設医療機関等 (入院・入所有無、介護保険施設の名称等・所在地、入所期間、医療機関等の名称等・所在地、入院期間) - 提出代行者 (代行者所属区分、代行者所属名、代行者名称、郵便番号、住所、電話番号) - 主治医 (主治医の氏名、医療機関名、所在地、郵便番号、電話番号) 40歳から64歳の医療保険加入者※4 - 特定疾病名 (医療保険者名、医療保険者証記号番号) - 情報提示に関する同意 ※1 被保険者に関する情報は、住民記録情報等と連携している場合は登録、修正・削除の処理は対象外 ※2 更新申請、区分変更申請の場合 ※3 区分変更申請の場合のみ ※4 第2号被保険者の場合のみ	第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請 (新規申請/更新申請/区分変更申請) について、以下の認定申請情報が登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 - 前回の要介護認定の結果等※1 40歳から64歳の医療保険加入者※2 (医療保険資格取得日) - 更新申請者における延期通知省略に関する同意 - 申請受付場所、申請受付者 - 至急審査対象の要否 ※1 期限切れの新規申請の場合 ※2 第2号被保険者の場合のみ

○管理項目のうち、コード化するものはデータ要件のコード一覧表に定められる。

以下の点については、デジタル庁と調整すべきと想定している。
 ○コード値・内容を自治体で追加・変更・削除できるものの整理。
 ○コード値の利用開始日と利用終了日の追加 (利用は任意)。

データ要件 (SAMPLE)

項目ID	データ項目	データ型	桁数	外字使用	コード	必須○ /任意 [空白]	繰り返し	項目説明
1	行政区コード	X	6		1	○		個人が属する行政区のコード
2	投票区コード	X	3		2	○		個人が属する投票区のコード
3	簿籍番号	V	1					選挙人名簿の簿籍番号

コード一覧

桁数やコード値・内容等はここで定められる。

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
1	行政区	X	6	—	—	※自治体ごとに個別に設定
2	公職選挙投票区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
3	海区選挙投票区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
4	海区	X	3	—	—	※自治体ごとに個別に設定
5	性別	X	1	1	男	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				2	女	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
				3	不明(未記入)	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
6	続柄	X	2	00	不明	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				02	世帯主	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				11	主	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用

【出典】令和3年7月 内閣官房IT室「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて」

(参考2)連携要件との関連性

○ 連携要件と介護保険システム標準仕様書の関連性は次のとおりと想定しているが、今後デジタル庁と調整する。

機能・帳票要件

機能・帳票要件 介護保険システム（1.介護保険共通）

機能名称		標準仕様書	
大項目	中項目	機能ID	
		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）
1 介護保 険共通	1.1 他シス テム連 携	1.1.1. 住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、介護保険システムで利用できること。	住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、介護保険システムで利用できること。
		※1 「住民記録情報と連携」は、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 個人番号も連携すること（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合） ※5 DV情報も連携すること（連携できる場合）	※1 連携頻度は随時とする ※2 団体内宛名番号も連携すること（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合） ※3 本名、通称名、英字名（英字名は管理している場合）のいずれを優先利用するかは氏名優先フラグの情報を連携すること（連携できる場合）

○必要な連携機能は、機能・帳票要件に定める。（従来と変更なし。）

○実装必須（日次・月次連携）と実装オプション（随時連携）の扱いはデジタル庁と調整する。

○連携項目は、連携要件に定められる。

⇒全国照会の意見や検討課題一覧の内容を踏まえて、事務局にてデジタル庁と調整を進める。

連携要件 (SAMPLE)

【アウトプットイメージ】地方自治体基幹システム 機能別連携インターフェース(就学) (SAMPLE)

名称

地方自治体基幹システム
機能別連携インターフェース(就学)

機能ID

1

1

1

機能名

就学世帯管理

連携するデータ集合の名称

就学世帯管理

連携方法

連携方法

基幹業務システム

内部事務システム

1

2

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

23

50

51

52

53

101

102

103

104

105

住民基本台帳

印鑑登録

選挙人名簿管理

固定資産税

個人住民税

法人住民税

軽自動車税

取得納税管理

国民健康保険

国民年金

障害者福祉

後期高齢者医療

介護保険

児童手当

生活保護

乳幼児医療

ひとり親医療

健康保険

就学

戸籍

児童扶養手当

財務会計

庶務事務

人事給与

文書管理

住民ネットワーク

中間サービス

びつたりサービス

・

・

・

具体的な連携項目はここに定められる。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

23

50

51

52

53

101

102

103

104

105

連携するデータ集合の名称

就学世帯管理

所得情報

生活保護情報

国民年金情報

国民健康保険情報

連携方法

連携方法

No.

1

2

3

4

連携方法

INPUT・リアル

OUTPUT・リアル

INPUT・リアル or バッチ

OUTPUT・リアル or バッチ

連携方法の内容

他業務システムからデータをリアル連携(必須)で受け取る

他業務システムへデータをリアル連携(必須)で渡す

他業務システムからデータをリアル連携 or バッチ処理で受け取る

他業務システムへデータをリアル連携 or バッチ処理で渡す

具体的な連携項目はここに定められる。

○個人番号、DV情報、住登外情報、外国人情報の連携項目の扱いは、デジタル庁と調整する。

【出典】令和3年7月 内閣官房IT室「地方自治体の基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて」